市川市高齢者虐待防止研修
令和8年度__基礎研修

高齢者虐待を起こさない視点を持つために

聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科　須田　仁

この研修のねらい

- 高齢者虐待類型の理解
  - ▲具体例から理解する
- 高齢者虐待の発生要因を知る
  - ▲高齢者虐待発生リスクを理解する
- 高齢者虐待のサインを見逃さない
  - ▲早期発見
- 養護者（虐待者）を非難しない
  - ▲支援者としてリスペクトが大切

•高齢者虐待

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること



養護者による



高齢者虐待

養介護施設従事者等による

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待は５類型



身体的虐待



- 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- 正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。



身体的虐待

なぐる　蹴る　つねる　火傷を負わす
鍵をかけて部屋に閉じ込める
追い出す　椅子に縛る

身体的虐待

- ぶつかって転ばせる。
- 刃物や器物で外傷を与える。
- 入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。
- 本人に向けて物を投げつけたりする。

身体的虐待

- 医学的診断や介護サービス計画に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- 介護がしやすいように、職員の都合でベッド等を押さえつける。
- 車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。

身体的虐待

「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制



心理的虐待

- 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

暴言を吐く　こどもっぽい扱い

なじる　威圧的に大声をあげる

無視をする

心理的虐待

- 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
- 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う
- 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う
- 子供扱いするような呼称で呼ぶ

心理的虐待

- 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす
- 話しかけ、ナースコール等を無視する
- 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う・壊す・捨てる
- 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）

心理的虐待

- トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。
- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする

心理的虐待

- 本人の家族に伝えてほしいと言う訴えを理由なく無視して伝えない
- 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する
- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない

心理的虐待

- 車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
- 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する
- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラなどで撮影し他の職員に見せる
- 本人の意思に反し異性介助を繰り返す
- 浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする



介護・世話の放棄、放任

- 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者と養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

介護・世話の放棄・放任

- お世話をしない
- 医療サービスを受けさせない
- 介護サービスを受けさせない

介護・世話の放棄・放任

- 入浴しておらず異臭がする、髪・ヒゲ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せているなど、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- 褥瘡(床ずれ)ができるなど、体の調整や栄養管理を怠る。
- おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- 健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎるなど）に長時間犯せる。
- 室内にゴミが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

介護・世話の放棄・放任

- 医学が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。

介護・世話の放棄・放任

- ナースコールなどを使用させない、手の届かないところに置く。
- 必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。
- 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。


経済的虐待

経済的虐待

- 本人の同意なく財産を処分する
- 本人の年金通帳を取り上げ、使わせない

経済的虐待

- 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する
- 金銭財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない）
- 立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
- 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない



性的虐待

性的虐待

- 下半身を露出させる
- 猥褻な画像をわざと見せる
- キスやセックスを強要する

性的虐待

- 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- 排泄や着替えの介助がしやすいと言う目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- 人前で排泄をさせたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない

虐待種別

累計分類は、どれかに当てはめなくてはならないというものではない

- ほとんどの身体的虐待や性的虐待は、心理的虐待を伴う
- 「相手を心理的にも支配する」手段として身体的虐待や性的虐待が行われることも多い
- 虐待分類は「虐待を発見するツール」

虐待かそうではないかの判断

- 高齢者虐待防止法による虐待に該当するかどうかの判定は、市町村の責任で行う。
- 支援が必要かどうかとは必ずしも整合しない
- 高齢者虐待防止法の虐待概念は狭義

高齢者虐待の状況（施設）

（令和6年度高齢者虐待防止法に基づく
対応状況等に関する調査結果）

高齢者虐待の発生状況

「令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」から

①虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況：年齢

- 30歳代　252人（17.9%）
- 40歳代　222人（15.8%）
- 50歳代　247人（17.5%）
- 60歳～　166人（11.8%）

高齢者虐待の発生状況

「令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」から

②虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況：職種

最も多いのが介護職1,145人(81.3%)

- 介護福祉士443人
- 介護福祉士でない介護職262人
- 資格は不明であるが介護職440人

高齢者虐待の発生状況

「令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」から

③身体的虐待に該当する身体拘束の有無

- 身体拘束あり　495人
- 身体拘束なし　1753人

施設ケアを考える～特別養護老人ホームを例にして～

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- 従来型特別養護老人ホーム（多床型）
- 新型特別養護老人ホーム　（ユニット型）
- 小規模特別養護老人ホーム（ユニット型）

従来型特別養護老人ホームの特徴

- 大規模な施設である
- 集団管理的である
  - 効率的に介護を行う
  - 介護者優先

従来型特別養護老人ホームに対して

- 小規模施設にする
- 少人数の高齢者をケアする
  - ユニット型
  - グループホーム

高齢者虐待の発生要因（虐待を行った職員の課題）

内容	件数	割合(%)
職員の虐待や権利養護、身体拘束に関する知識・意識の不足	926	75.9
職員のストレスや感情コントロール	763	62.5
職員の倫理観・理念の欠如	785	64.3
職員の性格や資質の問題	756	62.0
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	717	58.8
職員の業務負担の大きさ	499	40.9

出典：「令和6年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

高齢者虐待の発生要因（虐待を行った職員の課題）

内容	件数	割合(%)
職員の虐待や権利養護、身体拘束に関する知識・意識の不足	926	75.9
職員のストレスや感情コントロール	763	62.5
職員の倫理観・理念の欠如	785	64.3
職員の性格や資質の問題	756	62.0
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	717	58.8
職員の業務負担の大きさ	499	40.9

出典：「令和6年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

高齢者虐待の発生要因（組織運営上の課題）

内容	件数	割合(%)
職員の指導管理体制が不十分	755	61.9
虐待防止や身体拘束廃止に向けた取り組みが不十分	676	55.4
チームケア体制・連携体制が不十分	657	53.9
職員研修の機会や体制が不十分	552	45.2
職員が相談できる体制が不十分	521	42.7
業務負担軽減に向けた取組が不十分	461	37.8

出典：「令和6年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

高齢者虐待の発生要因（組織運営上の課題）

内容	件数	割合(%)
職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	461	37.8
事故や苦情対応の体制が不十分	342	28.0
高齢者へのアセスメントが不十分	337	27.6
介護方針の不適切さ	282	23.1
開かれた施設・事業所運営がなされていない	222	18.2
その他	49	4.0

出典：「令和6年度　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」

高齢者虐待防止法第２０条

養介護施設・事業所は

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するための措置を講ずる

・研修の実施

・苦情処理体制の整備

・その他高齢者虐待の防止のための措置

各施設・各事業所による虐待防止の体制整備義務付け

令和3年度　介護報酬改訂・基準省令改正

- 虐待防止の指針の整備
- 虐待防止検討委員会などの組織整備
- 虐待防止のための職員研修実施
- 虐待等が発生した場合の対応方法マニュアル整備

虐待を行なった職員個人が

必要な知識や技術を修得していない

虐待を助長する組織風土

や職員間の関係の悪さ

ストレス対処面での問題等

組織運営面において何らかの課題

ハインリッヒの法則を当てはめる

顕在化した虐待

身体拘束・行動制限・抑制

意図的・非意図的虐待

不適切な介護・低い専門性

不適切なサービス

不十分なケア

不適切な関係

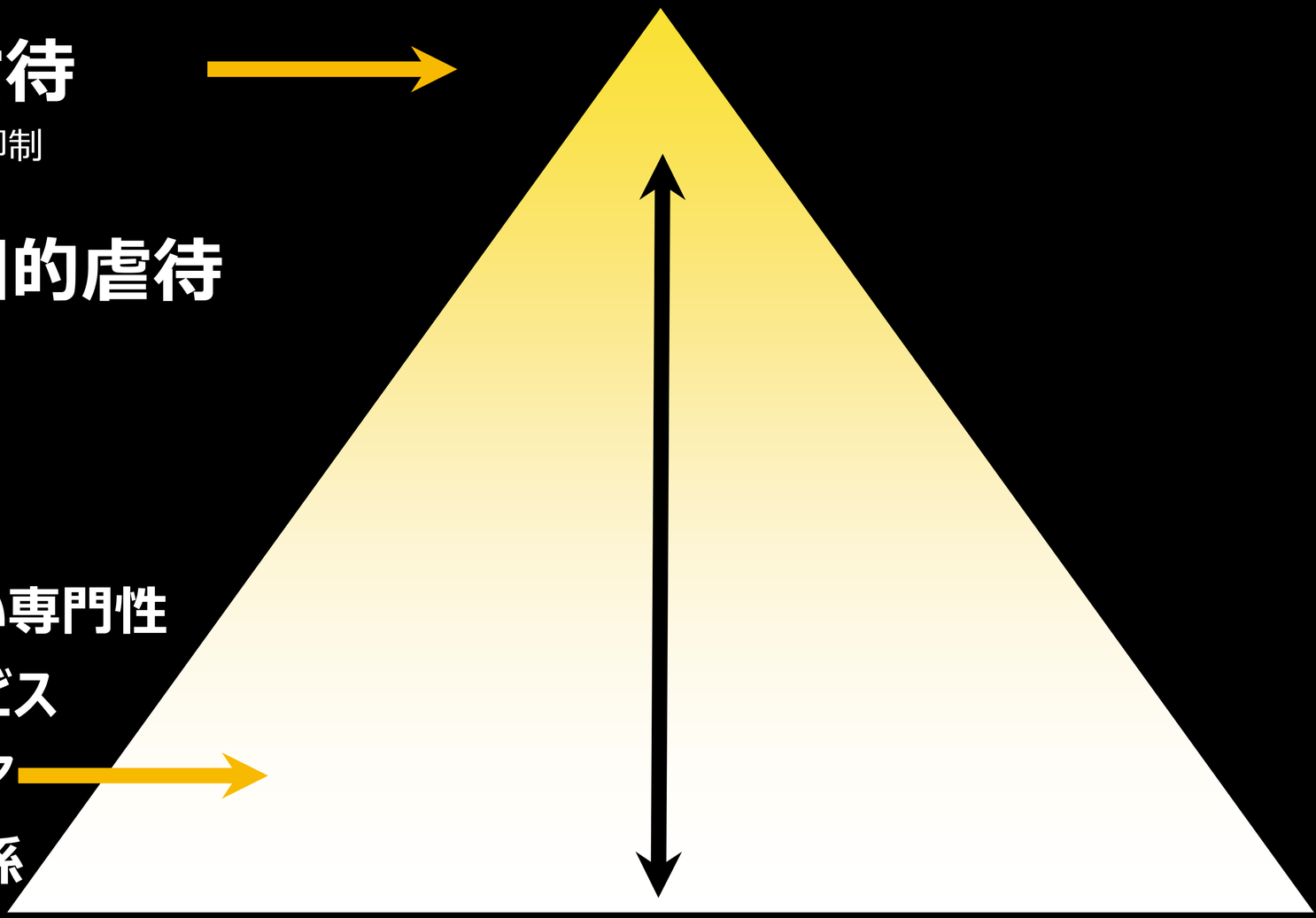

ハインリッヒの法則を当てはめる

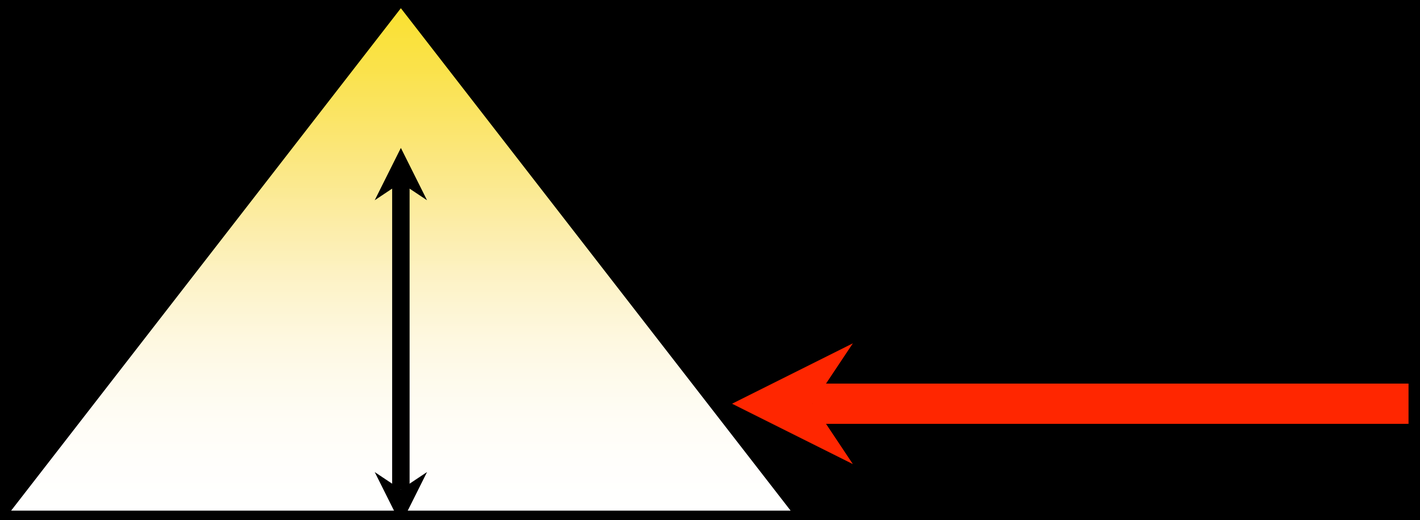

養介護施設従事者等による虐待を予防するために

働く職員のプロフェッショナルの健全性を高める

- 理念がすばらしくても虐待リスクを免れない
- どんなに優れた人でも、疲れていたり、強いストレスを受けると、冷静・的確に行動できるとは限らない
- 心と技と知識と透明性

権利擁護

- 尊厳ある生活を営んでいくことは「権利」として保障されている
- それぞれの個別性に着目し、尊厳を持って生きることができるような支援を心がけ、一定の支援の中でその方の自己決定を尊重する必要がある

アドボカシー

- 当事者がなかなか言葉にできなかったような自らの思いに気づき、その声を上げることを支援すること
- 意思表出・自己決定、その自己実現への支援を表す

パワーインバランス

- 「支援を必要とする状況」であるために、支援者と対等な関係でないことが多い
- 支援者と要支援者の力の差は大きい
- 支援するつもりで関わっていても、いつの間にか支配することになる

身体拘束について

緊急やむを得ない場合に限定

- **切迫性**
- **非代替性**
- **一時性**

身体拘束について

緊急やむを得ない場合に限定

- **例外3原則の確認等の手続きを「身体拘束 廃止委員会」等のチームで行い、記録**
- **本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる 限り詳しく説明、十分な理解を得る。**
- **状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合は速やかに身体拘束を解除**

不適切な介護

グレーゾーン

- 利用者本位ではない対応
- 介護者の都合を優先する

見過ごし・黙認・助長

□利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしている

□利用者に対して、威圧的な態度、命令口調

（「〇〇して」「ダメ！」）で接する

□利用者への声かけ無しに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触れる

見過ごし・黙認・助長

□利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせている

□食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要する

□利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしている

虐待行為をした職員→虐待

虐待行為を見逃し、放置した職員

↓

虐待（介護等放棄・放任）

高齢者虐待防止法第21条第１項

「養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに、市町村に通報しなければならない。」

人格尊重義務違反（高齢者虐待は介護保険法に規定する人格尊重義務に違反）

介護保険法第74条、第115条の４

「要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行しなければならない」

人格尊重義務違反は介護保険法による行政処分の対象



聖徳大学 心理･福祉学部 社会福祉学科　須田 仁